

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第27号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(居住環境の維持及び向上に関する基準)</p> <p>第2条 法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に該当するときは、当該長期優良住宅建築等計画は法第6条第1項第3号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(認定の申請の取下げ)</p> <p>第3条 法第5条第1項から第3項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による<u>認定</u>の申請を取り</p>	<p>(居住環境の維持及び向上に関する基準)</p> <p>第2条 法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「<u>長期優良住宅建築等計画</u>」という。）が次に掲げる基準に該当するときは、当該長期優良住宅建築等計画は法第6条第1項第3号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(自然災害による被害の発生防止又は軽減に関する基準)</u></p> <p>第3条 <u>長期優良住宅建築等計画が次に掲げる区域の区域内の土地に住宅を建築するものでないとき、次に掲げる区域の区域内の土地に住宅を建築しようとする場合であって、住宅を建築しようとする土地につき宅地の安全性の確保を図るための都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為その他の行為（以下「<u>開発行為等</u>」という。）により当該区域の指定が解除されることが決定されているとき若しくは短期間のうちに解除されることが確実と見込まれるとき、又は第1号に掲げる区域の区域内の土地に住宅を建築しようとする場合であって、当該住宅に長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると認められるときは、当該長期優良住宅建築等計画は法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域</u></p> <p>(2) <u>地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域</u></p> <p>(3) <u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p>(4) <u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域</u></p> <p>(認定の申請の取下げ)</p> <p>第4条 法第5条第1項から第5項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に<u>基づく</u>認定の申請を取</p>

下げようとする者は、別に定める様式による認定申請取下げ届書を当該申請に係る住宅の所在地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

（不認定の通知）

第4条 [略]

（不承認の通知）

第5条 [略]

（建築等の取りやめの届出）

第6条 法第10条に規定する認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、同条第2号に規定する認定長期優良住宅（以下「認定長期優良住宅」という。）の建築又は維持保全を取りやめたときは、別に定める様式による建築等取りやめ届書を局長に提出しなければならない。

（建築等の状況の報告）

第7条 [略]

（建築の完了）

第8条 [略]

（計画の認定の取消しの通知）

第9条 [略]

（必要と認める図書）

第10条 省令第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- （1）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条に規定する登録住宅性能評価機関があらかじめ当該長期優良住宅建築等計画について法第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合すると認定した場合 当該認定を受けたことを証明する書類

（2）～（6） [略]

り下げようとする者は、別に定める様式による認定申請取下げ届書を当該申請に係る住宅の所在地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

（不認定の通知）

第5条 [略]

（不承認の通知）

第6条 [略]

（認定長期優良住宅の建築等の取りやめの届出）

第7条 法第11条第1項に規定する認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、法第10条第2号に規定する認定長期優良住宅（以下「認定長期優良住宅」という。）の建築又は維持保全を取りやめたときは、別に定める様式による建築等取りやめ届書を局長に提出しなければならない。

（建築等の状況の報告）

第8条 [略]

（建築の完了）

第9条 [略]

（計画の認定の取消しの通知）

第10条 [略]

（許可の申請の取下げ）

第11条 法第18条第1項の規定による許可の申請を取り下げようとする者は、別に定める様式による許可申請取下げ届書を知事に提出しなければならない。

（容積率の特例を受けた住宅の建築の取りやめの届出）

第12条 認定計画実施者は、法第18条第1項の規定による許可を受けた認定長期優良住宅の建築を取りやめたときは、別に定める様式による建築取りやめ届書を知事に提出しなければならない。

（必要と認める図書）

第13条 省令第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- （1）法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することが確認された住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書が交付された住宅である場合 当該確認書の写し

（2）～（6） [略]

（7）住宅（第3条第1号に掲げる区域の区域内の土地に同条に規定する必要な措置を講じて建築しようとする住宅を

<p>(設計内容説明書)</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p>(状況調査書)</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p>(規模の基準)</p> <p><u>第13条</u> [略]</p>	<p><u>除く。)を建築しようとする土地が同条各号に掲げる区域の区域内の土地である場合 当該土地につき宅地の安全化を図る開発行為等により、当該区域の指定が解除されることが決定されていることを確認できる書類又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれることを確認できる書類</u></p> <p>(設計内容説明書)</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p>(状況調査書)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p>(規模の基準)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p> <p><u>(許可申請書に添える図書及び書面)</u></p> <p><u>第17条 省令第18条第1項に規定する特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、建築基準法施行細則(昭和47年岩手県規則第12号)第19条第1項の表に掲げる図書のほか、知事が必要と認める図書及び書面とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定(第11条、第12条及び第17条の規定を除く。)は、この規則の施行の日以後にされる長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定の申請について適用し、同日前にされた同条第1項から第3項までの規定に基づく認定の申請については、なお従前の例による。